電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律施行令の一部を改正する政令案　新旧対照条文

【目次】

○　電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律施行令（平成十五年政令第四百八号）（抄）　・・・

○　電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律施行令（平成十五年政令第四百八号）（抄）

（傍線部分は改正部分）

改正案	現行
（個人番号カード用署名用電子証明書の発行の申請書の記載事項） 第一条　電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律（平成十四年法律第百五十三号。以下「法」という。）第三条第二項（同条第十項及び法第三条の二第二項において準用する場合を含む。以下この条において同じ。）に規定する申請書には、法第三条第二項に規定する事項のほか、申請の年月日を記載しなければならない。 （個人番号カード用署名用電子証明書の発行の申請書の提出を受けた住所地市町村長以外の市町村長による本人確認の措置） 第一条の二　法第三条第十項において読み替えて準用する同条第三項の政令で定める措置は、同条第十項において準用する同条第二項に規定する申請者（以下この条において「申請者」という。）が、法第三条第十項において準用する同条第三項の規定により当該申請者から提示又は提出を受けた同項に規定する書類に係る者であることを確認することとする。 （個人番号カード用署名用電子証明書の発行の申請書の提出を附票管理市町村長以外の市町村長を経由してする場合への準用） 第一条の三　第一条の規定は、法第三条の二第四項において同条第二項において準用する法第三条第二項の規定を準用する場合について準用する。 2　前条の規定は、法第三条の二第四項において読み替えて準用する同条第二項において準用する法第三条第三項の政令で定める措	（個人番号カード用署名用電子証明書の発行の申請書の記載事項） 第一条　電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律（平成十四年法律第百五十三号。以下「法」という。）第三条第二項に規定する申請書には、同項に規定する事項のほか、申請の年月日を記載しなければならない。 （個人番号カード用署名用電子証明書の発行の申請書の提出を受けた住所地市町村長以外の市町村長による本人確認の措置） 第一条の二　法第三条第十項において読み替えて準用する同条第三項の政令で定める措置は、同条第十項において読み替えて準用する同条第二項に規定する申請者（以下この条において「申請者」という。）が、法第三条第十項において読み替えて準用する同条第三項の規定により当該申請者から提示又は提出を受けた同項に規定する書類に係る者であることを確認することとする。 （個人番号カード用署名用電子証明書の発行の申請書の提出を受けた附票管理市町村長以外の市町村長による本人確認の措置） 第一条の三　法第三条の二第四項において読み替えて準用する同条第二項において読み替えて準用する法第三条第三項の政令で定める措置は、法第三条の二第四項において読み替えて準用する同条第二項において読み替えて準用する法第三条第二項に規定する申請者（以下この条において「申請者」という。）が、法第三条の

置について準用する。

（個人番号カード用署名用電子証明書の発行の申請書の提出を領事官を経由してする場合への準用）

第一条の四　第一条の規定は、法第三条の二第六項において同条第二項において準用する法第三条第二項の規定を準用する場合について準用する。

2　第一条の二の規定は、法第三条の二第六項において読み替えて準用する同条第二項において準用する法第三条第三項の政令で定める措置について準用する。

（個人番号カード用署名用電子証明書発行記録の保存期間）

第二条　法第八条の政令で定める期間は、同条の規定により地方公共団体情報システム機構（以下「機構」という。）が記録した個人番号カード用署名用電子証明書発行記録をいう。以下この条において同じ。）に係る法第三条第六項（同条第十項において準用する場合を含む。）又は法第三条の二第二項において準用する法第三条第六項（法第三条の二第四項及び第六項において準用する場合を含む。）の規定により発行される個人番号カード用署名用電子証明書（法第三条第一項に規定する個人番号カード用署名用電子証明書をいう。第七条の二第一項及び第二十三条の二第一項において同じ。）の発行の日から、当該個人番号カード用署名用電子証明書発行記録に係る個人番号カード用署名用電子証明書の有効期間（法第五条に規定する個人番号カード用署名用電子証明書の有効期間をいう。以下同じ。）の満了すべき日の翌日から起算して十年を経過する日までとする。

二第四項において読み替えて準用する同条第二項において読み替えて準用する法第三条第三項の規定により当該申請者から提示又は提出を受けた同項に規定する書類に係る者であることを確認することとする。

（個人番号カード用署名用電子証明書の発行の申請書の提出を受けた領事官による本人確認の措置）

第一条の四　法第三条の二第六項において読み替えて準用する同条第二項において読み替えて準用する法第三条第三項の政令で定める措置は、法第三条の二第六項において読み替えて準用する同条第二項において読み替えて準用する法第三条第二項に規定する申請者（以下この条において「申請者」という。）が、法第三条の二第六項において読み替えて準用する同条第二項において読み替えて準用する法第三条第三項の規定により当該申請者から提示又は提出を受けた同項に規定する書類に係る者であることを確認することとする。

（個人番号カード用署名用電子証明書発行記録の保存期間）

第二条　法第八条の政令で定める期間は、同条の規定により地方公共団体情報システム機構（以下「機構」という。）が記録した個人番号カード用署名用電子証明書発行記録をいう。以下この条において同じ。）に係る法第三条第六項（同条第十項において準用する場合を含む。）又は法第三条の二第二項において準用する法第三条第六項（法第三条の二第四項及び第六項において準用する場合を含む。）の規定により発行される個人番号カード用署名用電子証明書（法第三条第一項に規定する個人番号カード用署名用電子証明書をいう。第七条の二及び第二十三条の二において同じ。）の発行の日から、当該個人番号カード用署名用電子証明書発行記録に係る個人番号カード用署名用電子証明書の有効期間（法第五条に規定する個人番号カード用署名用電子証明書の有効期間をいう。以下同じ。）の満了すべき日の翌日から起算して十年を経過する日までとする。

効期間（法第五条に規定する個人番号カード用署名用電子証明書の有効期間をいう。以下同じ。）の満了すべき日の翌日から起算して十年を経過する日までとする。

（個人番号カード用署名用電子証明書の失効を求める旨の申請への準用）

第二条の二　第一条の規定は、法第九条第二項において法第三条第二項（同条第十項において準用する場合を含む。）の規定を準用する場合について準用する。

2　第一条の二の規定は、法第九条第二項において準用する法第三条第十項において読み替えて準用する同条第三項の政令で定める措置について準用する。

3　第一条の規定は、法第九条第三項において法第三条の二第二項において準用する法第三条第二項（法第三条の二第四項及び第六項において準用する場合を含む。）の規定を準用する場合について準用する。

4　第一条の二の規定は、法第九条第三項において準用する法第三条の二第四項及び第六項において読み替えて準用する同条第二項において準用する法第三条第三項の政令で定める措置について準用する。

（新設）

（個人番号カード用署名用電子証明書に係る署名利用者符号の漏えい等があった旨の届出への準用）

第二条の三　第一条の規定は、法第十条第二項において法第三条第二項（同条第十項において準用する場合を含む。）の規定を読み替えて準用する場合について準用する。この場合において、第一条中「申請書」とあるのは「届出書」と、「申請の年月日」とあるのは「届出の年月日」と読み替えるものとする。

2　第一条の二の規定は、法第十条第二項において読み替えて準用する法第三条第十項において読み替えて準用する同条第三項の政

（新設）

令で定める措置について準用する。この場合において、第一条の二中「申請者」とあるのは、「届出者」と読み替えるものとする。

3　第一条の規定は、法第十条第三項において法第三条の二第二項において準用する法第三条第二項（法第三条の二第四項及び第六項において準用する場合を含む。）の規定を読み替えて準用する場合について準用する。この場合において、第一条中「申請書」とあるのは「届出書」と、「申請の年月日」とあるのは「届出の年月日」と読み替えるものとする。

4　第一条の二の規定は、法第十条第三項において読み替えて準用する法第三条の二第四項及び第六項において読み替えて準用する同条第二項において準用する法第三条第三項の政令で定める措置について準用する。この場合において、第一条の二中「申請者」とあるのは、「届出者」と読み替えるものとする。

（移動端末設備用署名用電子証明書の発行の申請等に係る通知事項）

第七条の二　法第十六条の二第二項に規定する申請者は、同項の規定により通知するときは、同項前段に規定する事項のほか、当該申請者に係る個人番号カード用署名用電子証明書の発行の番号を通知しなければならない。

2　前項の規定は、法第十六条の八第二項において法第十六条の二第二項の規定を準用する場合について準用する。この場合において、前項中「個人番号カード用署名用電子証明書」とあるのは、「署名用電子証明書（法第三条第一項に規定する署名用電子証明書をいう。）」と読み替えるものとする。

3　第一項の規定は、法第十六条の九第二項において法第十六条の二第二項の規定を読み替えて準用する場合について準用する。この場合において、第一項中「申請者」とあるのは、「届出者」と読み替えるものとする。

（移動端末設備用署名用電子証明書の発行の申請に係る通知事項）

第七条の二　法第十六条の二第二項に規定する申請者は、同項の規定により通知するときは、同項前段に規定する事項のほか、当該申請者に係る個人番号カード用署名用電子証明書の発行の番号を通知しなければならない。

（新設）

（新設）

（個人番号カード用利用者証明用電子証明書の発行の申請書の記載事項）

第十七条　法第二十二条第二項（同条第十項及び法第二十二条の二第二項において準用する場合を含む。以下この条において同じ。）に規定する申請書には、法第二十二条第二項に規定する事項のほか、申請の年月日を記載しなければならない。

（個人番号カード用利用者証明用電子証明書の発行の申請書の提出を受けた住所地市町村長以外の市町村長による本人確認の措置）

第十七条の二　法第二十二条第十項において読み替えて準用する同条第三項の政令で定める措置は、同条第十項において準用する同条第二項に規定する申請者（以下この条において「申請者」という。）が、法第二十二条第十項において準用する同条第三項の規定により当該申請者から提示又は提出を受けた同項に規定する書類に係る者であることを確認することとする。

（個人番号カード用利用者証明用電子証明書の発行の申請書の提出を附票管理市町村長以外の市町村長を経由してする場合への準用）

第十七条の三　第十七条の規定は、法第二十二条の二第四項において同条第二項において準用する法第二十二条第二項の規定を準用する場合について準用する。

2　前条の規定は、法第二十二条の二第四項において読み替えて準用する同条第二項において準用する法第二十二条第三項の政令で定める措置について準用する。

（個人番号カード用利用者証明用電子証明書の発行の申請書の記載事項）

第十七条　法第二十二条第二項に規定する申請書には、同項に規定する事項のほか、申請の年月日を記載しなければならない。

（個人番号カード用利用者証明用電子証明書の発行の申請書の提出を受けた住所地市町村長以外の市町村長による本人確認の措置）

第十七条の二　法第二十二条第十項において読み替えて準用する同条第三項の政令で定める措置は、同条第十項において読み替えて準用する同条第二項に規定する申請者（以下この条において「申請者」という。）が、法第二十二条第十項において読み替えて準用する同条第三項の規定により当該申請者から提示又は提出を受けた同項に規定する書類に係る者であることを確認することとする。

（個人番号カード用利用者証明用電子証明書の発行の申請書の提出を受けた附票管理市町村長以外の市町村長による本人確認の措置）

第十七条の三　法第二十二条の二第四項において読み替えて準用する同条第二項において読み替えて準用する法第二十二条第三項の政令で定める措置は、法第二十二条の二第四項において読み替えて準用する同条第二項において読み替えて準用する法第二十二条第二項に規定する申請者（以下この条において「申請者」という。）が、法第二十二条の二第四項において読み替えて準用する法第二十二条第三項の規定により当該申請者から提示又は提出を受けた同項に規定する書類

（個人番号カード用利用者証明用電子証明書の発行の申請書の提出を領事官を経由してする場合への準用）

第十七条の四　第十七条の規定は、法第二十二条の二第六項において読み替えて同条第二項において準用する法第二十二条第二項の規定を準用する場合について準用する。

2　第十七条の二の規定は、法第二十二条の二第六項において読み替えて準用する同条第二項において準用する法第二十二条第三項の政令で定める措置について準用する。

（個人番号カード用利用者証明用電子証明書発行記録の保存期間）

第十八条　法第二十七条の政令で定める期間は、同条の規定により機構が記録した個人番号カード用利用者証明用電子証明書発行記録（同条に規定する個人番号カード用利用者証明用電子証明書発行記録をいう。以下この条において同じ。）に係る法第二十二条第六項（同条第十項において準用する場合を含む。）又は法第二十二条の二第二項において準用する法第二十二条第六項（法第二十二条の二第四項及び第六項において準用する場合を含む。）の規定により発行される法第二十二条第一項に規定する個人番号カード用利用者証明用電子証明書の発行の日から、当該個人番号カード用利用者証明用電子証明書発行記録に係る個人番号カード用利用者証明用電子証明書の有効期間（法第二十四条に規定する個人番号カード用利用者証明用電子証明書の有効期間をいう。以下同じ。）の満了すべき日の翌日から起算して十年を経過する日までとする。

に係る者であることを確認することとする。

（個人番号カード用利用者証明用電子証明書の発行の申請書の提出を受けた領事官による本人確認の措置）

第十七条の四　法第二十二条の二第六項において読み替えて準用する同条第二項において読み替えて準用する法第二十二条第三項の政令で定める措置は、法第二十二条の二第六項において読み替えて準用する同条第二項において読み替えて準用する法第二十二条第二項に規定する申請者（以下この条において「申請者」という。）が、法第二十二条の二第六項において読み替えて準用する同条第二項において読み替えて準用する法第二十二条第三項の規定により当該申請者から提示又は提出を受けた同項に規定する書類に係る者であることを確認することとする。

（個人番号カード用利用者証明用電子証明書発行記録の保存期間）

第十八条　法第二十七条の政令で定める期間は、同条の規定により機構が記録した個人番号カード用利用者証明用電子証明書発行記録（同条に規定する個人番号カード用利用者証明用電子証明書発行記録をいう。以下この条において同じ。）に係る法第二十二条第六項の規定により発行される同条第一項に規定する個人番号カード用利用者証明用電子証明書の発行の日から、当該個人番号カード用利用者証明用電子証明書発行記録に係る個人番号カード用利用者証明用電子証明書の有効期間（法第二十四条に規定する個人番号カード用利用者証明用電子証明書の有効期間をいう。以下同じ。）の満了すべき日の翌日から起算して十年を経過する日までとする。

（個人番号カード用利用者証明用電子証明書の失効を求める旨の申請への準用）

第十八条の二　第十七条の規定は、法第二十八条第二項において法第二十二条第二項（同条第十項において準用する場合を含む。）の規定を準用する場合について準用する。

2　第十七条の二の規定は、法第二十八条第二項において準用する法第二十二条第十項において読み替えて準用する同条第三項の政令で定める措置について準用する。

3　第十七条の規定は、法第二十八条第三項において法第二十二条の二第二項において準用する法第二十二条第二項（法第二十二条の二第四項及び第六項において準用する場合を含む。）の規定を準用する場合について準用する。

4　第十七条の二の規定は、法第二十八条第三項において準用する法第二十二条の二第四項及び第六項において読み替えて準用する同条第二項において準用する法第二十二条第三項の政令で定める措置について準用する。

（新設）

（個人番号カード用利用者証明用電子証明書に係る利用者証明利用者符号の漏えい等があった旨の届出への準用）

第十八条の三　第十七条の規定は、法第二十九条第二項において法第二十二条第二項（同条第十項において準用する場合を含む。）の規定を読み替えて準用する場合について準用する。この場合において、第十七条中「申請書」とあるのは「届出書」と、「申請の年月日」とあるのは「届出の年月日」と読み替えるものとする。

2　第十七条の二の規定は、法第二十九条第二項において読み替えて準用する法第二十二条第十項において読み替えて準用する同条第三項の政令で定める措置について準用する。この場合において、第十七条の二中「申請者」とあるのは、「届出者」と読み替え

（新設）

るものとする。

3　第十七条の規定は、法第二十九条第三項において法第二十二条の二第二項において準用する法第二十二条第二項（法第二十二条の二第四項及び第六項において準用する場合を含む。）の規定を読み替えて準用する場合について準用する。この場合において、第十七条中「申請書」とあるのは「届出書」と、「申請の年月日」とあるのは「届出の年月日」と読み替えるものとする。

4　第十七条の二の規定は、法第二十九条第三項において読み替えて準用する法第二十二条の二第四項及び第六項において読み替えて準用する同条第二項において準用する法第二十二条第三項の政令で定める措置について準用する。この場合において、第十七条の二中「申請者」とあるのは、「届出者」と読み替えるものとする。

（移動端末設備用利用者証明用電子証明書の発行の申請等に係る通知事項）

第二十三条の二　法第三十五条の二第二項に規定する申請者は、同項の規定により通知するときは、同項前段に規定する事項のほか、当該申請者に係る個人番号カード用署名用電子証明書の発行の番号を通知しなければならない。

2　前項の規定は、法第三十五条の八第二項において法第三十五条の二第二項の規定を準用する場合について準用する。この場合において、前項中「個人番号カード用署名用電子証明書」とあるのは、「署名用電子証明書（法第三条第一項に規定する署名用電子証明書をいう。）」と読み替えるものとする。

3　第一項の規定は、法第三十五条の九第二項において法第三十五条の二第二項の規定を読み替えて準用する場合について準用する。この場合において、第一項中「申請者」とあるのは、「届出者」と読み替えるものとする。

（移動端末設備用利用者証明用電子証明書の発行の申請に係る通知事項）

第二十三条の二　法第三十五条の二第二項に規定する申請者は、同項の規定により通知するときは、同項前段に規定する事項のほか、当該申請者に係る個人番号カード用署名用電子証明書の発行の番号を通知しなければならない。

（新設）

（新設）

（指定都市の区及び総合区に対する法の適用）

第三十一条　地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百五十二条の十九第一項の指定都市（次条において「指定都市」という。）について法の規定を適用する場合には、次の表の上欄に掲げる法の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。

第三条第二項（第九条第二項及び第十条第二項において準用する場合を含む。）	その者	その者が記録されている住民基本台帳を作成した区長（総合区長を含む。以下「住所地区長」という。）を経由して、その者
第三条第三項（第九条第二項及び第十条第二項において準用する場合を含む。）	これを	住所地区長を経由して、これを
（略）	（略）	（略）
第三条の二第二項において準用する第三条第二項（第九条第三項及び第十条第三項において準用する場合を含む。）	その者	その者が記録されている戸籍の附票を作成した区長（総合区長を含む。以下「附票管理区長」という。）を経由して、その者
第三条の二第二項において準用する第三条第三項（第	これを	附票管理区長を経由して、これを

（指定都市の区及び総合区に対する法の適用）

第三十一条　地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百五十二条の十九第一項の指定都市（次条において「指定都市」という。）について法の規定を適用する場合には、次の表の上欄に掲げる法の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。

第三条第二項	その者	その者が記録されている住民基本台帳を作成した区長（総合区長を含む。以下「住所地区長」という。）を経由して、その者
第三条第三項	これを	住所地区長を経由して、これを
第三条第七項	記録して	記録し、住所地区長を経由して、
第三条の二第二項において準用する第三条第二項	その者	その者が記録されている戸籍の附票を作成した区長（総合区長を含む。以下「附票管理区長」という。）を経由して、その者
第三条の二第二項において準用する第三条第三項	これを	附票管理区長を経由して、これを

九条第三項及び第十条第三項において準用する場合を含む。）				
（略）	（略）	第二十二条第二項（第二十八条第二項及び第二十九条第二項において準用する場合を含む。）	住所地市町村長	これを
（略）	（略）	住所地区長を経由して、住所地市町村長	住所地区長を経由して、これを	附票管理区長を経
第二十二条の二第二項において準用する第二十二条第二項（第二十八条第三項及び第二十九条第三項において準用する場合を含む。）	（略）	第二十二条第三項（第二十八条第二項及び第二十九条第二項において準用する場合を含む。）	これを	これを
第二十二条の二第	（略）	住所地区長を経由して、住所地市町村長	住所地区長を経由して、これを	附票管理区長を経

		第三条の二第二項において準用する第三条第七項	記録して	
		第二十二条第二項	住所地市町村長	
		第二十二条第三項	これを	
		第二十二条第七項	記録して	
		第二十二条の二第二項において準用する第二十二条第二項		
第二十二条の二第				
	記録し、附票管理区長を経由して、	住所地区長を経由して、住所地市町村長	記録し、住所地区長を経由して、	これを
	附票管理区長を経	住所地区長を経由して、これを	附票管理区長を経	

二項において準用する第二十二条第三項（第二十八条第三項及び第二十九条第三項において準用する場合を含む。）	（略）		
由して、これを	（略）	（略）	（略）
	（略）	（略）	（略）

（旧氏等記載者に関する法の規定の特例）

第三十三条　住民基本台帳法施行令（昭和四十二年政令第二百九十二号）第三十条の十四第一項に規定する旧氏等記載者に係る法の規定の適用については、次の表の上欄に掲げる法の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。

二項において準用する第二十二条第三項		
第二十二条の二第二項において準用する第二十二条第七項	記録して	記録し、附票管理区長を経由して、
第四十六条	市町村長及び	市長及び区長（総合区長を含む。第六十二条において同じ。）並びに
第六十二条	市町村長及び	市長及び区長並びに
	市町村及び	市及び区（総合区を含む。）並びに

（旧氏等記載者に関する法の規定の特例）

第三十三条　住民基本台帳法施行令（昭和四十二年政令第二百九十二号）第三十条の十四第一項に規定する旧氏等記載者に係る法第三条第二項、第七条第一項、第十二条、第十六条の二第二項、第十六条の六第一項、第二十二条第二項及び第三十五条の二第二項の規定の適用については、法第三条第二項中「から第三号まで」とあるのは「に掲げる事項及び旧氏（住民基本台帳法施行令（昭和四十二年政令第二百九十二号）第三十条の十三に規定する旧氏をいう。以下同じ。）並びに同法第七条第二号、第三号」と、法第七条第一項第三号、第十二条第一号、第十六条の二第二項、第

第三条第二項及び同条第十項において準用する同条第二項（これらの規定を第九条第二項及び第十条第二項において準用する場合を含む。）	から第三号まで	及び第一号の二に掲げる事項並びに旧氏（住民基本台帳法施行令（昭和四十二年政令第二百九十二号）第三十条の十三に規定する旧氏をいう。以下同じ。）及び旧氏の振り仮名（同令第三十条の十三に規定する旧氏の振り仮名をいう。以下同じ。）並びに同法第七条第二号、第三号
第七条第一項第三号、第十二条第一号、第十六条の二第二項（第十六条の八第二項及び第十六条の九第二項において準用する場合を含む。）、第十六条の六第一項第三号、第二十	から第三号まで	及び第一号の二に掲げる事項並びに旧氏及び旧氏の振り仮名並びに同条第二号、第三号

十六条の六第一項第三号、第二十二条第二項及び第三十五条の二第二項中「から第三号まで」とあるのは「に掲げる事項及び旧氏並びに同条第二号、第三号」とする。

二条第二項（第二十八条第二項及び第二十九条第二項において準用する場合を含む。）、第二十二条第十項において準用する同条第二項（第二十八条第二項及び第二十九条第二項において準用する場合を含む。）及び第三十五条の二第二項（第三十五条の八第二項及び第三十五条の九第二項において準用する場合を含む。）		

（外国人住民の通称に関する法の規定の特例）

第三十四条　住民基本台帳法（昭和四十二年法律第八十一号）第三十条の四十五に規定する外国人住民に係る住民票に住民基本台帳法施行令第三十条の十六第一項に規定する通称が記載されている場合における法の規定の適用については、次の表の上欄に掲げる法の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。

（外国人住民の通称に関する法の規定の特例）

第三十四条　住民基本台帳法（昭和四十二年法律第八十一号）第三十条の四十五に規定する外国人住民に係る住民票に住民基本台帳法施行令第三十条の十六第一項に規定する通称が記載されている場合における法第三条第二項、第七条第一項、第十二条、第十六条の二第二項、第十六条の六第一項、第二十二条第二項及び第三十五条の二第二項の規定の適用については、法第三条第二項中「から第三号まで」とあるのは「に掲げる事項及び通称（住民基本台帳法施行令（昭和四十二年政令第二百九十二号）第三十条の十六第一項に規定する通称をいう。以下同じ。）並びに同法第七条

第三条第二項及び同条第十項において準用する同条第二項（これらの規定を第九条第二項及び第十条第二項において準用する場合を含む。）	、第二号	に掲げる事項及び通称（住民基本台帳法施行令（昭和四十二年政令第二百九十二号）第三十条の十六第一項に規定する通称をいう。以下同じ。）並びに同法第七条第二号
第七条第一項第三号、第十二条第一号、第十六条の二第二項（第十六条の八第二項及び第十六条の九第二項において準用する場合を含む。）、第十六条の六第一項第三号、第二十二条第二項（第二十八条第二項及び第二十九条第二項において準用する場合を含む。）、第二十二条第十項	、第二号	に掲げる事項及び通称並びに同条第二号

第二号、第三号」と、法第七条第一項第三号、第十二条第一号、第十六条の二第二項、第十六条の六第一項第三号、第二十二条第二項及び第三十五条の二第二項中「から第三号まで」とあるのは「に掲げる事項及び通称並びに同条第二号、第三号」とする。

において準用する同条第二項（第二十八条第二項及び第二十九条第二項において準用する場合を含む。）及び第三十五条の二第二項（第三十五条の八第二項及び第三十五条の九第二項において準用する場合を含む。）

○　電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律施行令の一部を改正する政令（令和六年政令第百八十九号）（抄）

（傍線部分は改正部分）

改正案	現行
電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律施行令（平成十五年政令第四百八号）の一部を次のように改正する。 （略） （削る） （削る） 附　則 この政令は、令和六年五月二十七日から施行する。	電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律施行令（平成十五年政令第四百八号）の一部を次のように改正する。 （略） 第三十三条中「、第七条」を「、第七条第一項」に、「第十六条の六、」を「第十六条の六第一項、」に、「に掲げる事項及び」を「及び第一号の二に掲げる事項並びに」に、「第七条第三号」を「第七条第一項第三号」に、「第十六条の六第三号」を「第十六条の六第一項第三号」に改める。 第三十四条中「、第七条」を「、第七条第一項」に、「第十六条の六、」を「第十六条の六第一項、」に、「から第三号まで」を「、第二号」に改め、「、第三号」を削り、「第七条第三号」を「第七条第一項第三号」に、「第十六条の六第三号」を「第十六条の六第一項第三号」に改める。 附　則 この政令は、令和六年五月二十七日から施行する。ただし、第三十三条の改正規定（「に掲げる事項及び」を「及び第一号の二に掲げる事項並びに」に改める部分に限る。）及び第三十四条の改正規定（「から第三号まで」を「、第二号」に改める部分及び「、第三号」を削る部分に限る。）は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等の一部を改正する法律（令和五年法律第四十八号）附則第一条第四号に掲げる

規定の施行の日から施行する。

○　住民基本台帳法施行令の一部を改正する政令（令和七年政令第十七号）（抄）

（傍線部分は改正部分）

改正案	現行
附　則	附　則
（電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律施行令の一部改正）	（電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律施行令の一部改正）
第十一条　（略）	第十一条　電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律施行令（平成十五年政令第四百八号）の一部を次のように改正する。
	第三十三条（見出しを含む。）中「旧氏記載者」を「旧氏等記載者」に改める。
（電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律施行令の経過措置）	（電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律施行令の経過措置）
第十二条　（略）	第十二条　施行日から起算して一年を経過する日までの間における電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律施行令第三十三条の規定の適用については、同条中「住民基本台帳法施行令（昭和四十二年政令第二百九十二号）第三十条の十四第一項に規定する旧氏等記載者」とあるのは、「住民票に住民基本台帳法施行令（昭和四十二年政令第二百九十二号）第三十条の十三に規定する旧氏の記載がされている者」とする。
（削る）	2　施行日から改正法附則第一条第四号に掲げる規定の施行の日の前日までの間における電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律施行令第三十三条及び第三十四条の規定の適用については、同令第三十三条中「に係る法」とあるのは「に係る行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等の一部を改正する法律（令和五年法律第

	四十八号）附則第四条の規定により読み替えて適用する法（以下この条及び次条において「読替え後の法」という。）」と、「、法」とあるのは「、読替え後の法」と、「から第三号まで」とあるのは「、第二号、第三号」と、同令第三十四条中「おける法」とあるのは「おける読替え後の法」と、「、法」とあるのは「、読替え後の法」と、「から第三号まで」とあるのは「、第二号、第三号」とする。